第84回国民スポーツ大会競技力向上対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 島根県競技力向上対策本部(以下「本部」という。)は、2030年に島根県で開催される第84回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯獲得に向けて競技団体が行う競技力向上に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、この要綱に定めるところによる。それ以外のことについては、島根県補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)を準用する。

(補助対象事業等)

- 第2条 この補助金の補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、 別表1のとおりとする。
- 2 補助事業者は、国民スポーツ大会における正式競技の競技団体で、別表2に掲げる団体とする。
- 3 補助対象事業の補助対象経費及び補助金額は、別表3のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第3条 補助金の交付を受けようとする競技団体は、交付申請書(様式第1号)に 次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 補助事業に係る収支予算書
 - (3) その他本部長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 本部長は、前条1項に規定する交付申請があったときは、その内容を審査 し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、補助事 業者へ書面により通知するものとする。

(補助事業の内容変更)

- 第5条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第2号)に関係書類を添えて本部長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 全体事業費の額を増額するとき。
 - (2) 全体事業費の額の2割を超える額を減額するとき。
 - (3) 補助事業間の配分を変更するとき。ただし、配分の変更により増額となる事業について、変更前の事業費に比較して2割未満の増額である場合を除く。

- (4) 補助対象事業の目的の達成に影響を与える変更をするとき
- (5) その他補助対象事業について重要な変更をするとき
- 2 本部長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変 更し、又は条件を付すことができる。

(補助事業の中止等)

- 第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらか じめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を本部長に提出し、その承 認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により本部長に報告し、その指示を受けなれければならない。

(実施状況報告)

- 第7条 本部長は、必要に応じて補助事業者に対し補助事業の遂行状況の報告を 求めることができる。
- 2 前項により、状況報告を求められた補助事業者は、速やかに実施状況報告書 (様式第4号)により本部長に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日、又は年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書 (様式第5号)に、関係書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 本部長は、前条に規定する報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容(第5条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)に適合すると認めたときには、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

- 第10条 前条の規定に補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、精算払請求 書(様式第6号)を本部長に提出しなければならない。ただし、必要があると認 められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者が前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を本部長に提出しなければならない。

(証拠書類の保存)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収支の帳簿その他証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、 別に定める。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の事業から適用する。

別表第1 (第2条関係)

大事業名			小事業名			
1	組織体制の整備・充実	1	競技力向上推進体制支援事業			
	選手の発掘・育成・強化	2	ジュニアアスリート強化事業			
		3	高校生重点校アスリート支援事業			
		4	国体選手強化事業			
2		5	国体入賞競技拡充事業			
		6	ふるさと選手支援事業			
		7	アドバイザーコーチ招請事業			
		8	世界を目指すアスリート支援事業			
3	選手・指導者を支える環境整備	9	練習付帯経費支援事業			

別表第2 (第2条関係)

	団体名		団体名
1	(一財) 島根陸上競技協会	23	島根県ソフトボール協会
2	(一財) 島根県水泳連盟	24	島根県バドミントン協会
3	(一社)島根県サッカー協会	25	島根県弓道連盟
4	島根県テニス協会	26	島根県ライフル射撃協会
5	島根県ボート協会	27	島根県剣道連盟
6	島根県ホッケー協会	28	島根県ラグビーフットボール協会
7	島根県ボクシング連盟	29	島根県山岳連盟
8	島根県バレーボール協会	30	島根県カヌー協会
9	島根県体操協会	31	島根県アーチェリー連盟
10	(一財) 島根県バスケットボール協会	32	島根県空手道連盟
11	島根県レスリング協会	33	島根県銃剣道連盟
12	島根県ヨット連盟	34	島根県クレー射撃協会
13	島根県ウエイトリフティング協会	35	島根県なぎなた連盟
14	島根県ハンドボール協会	36	島根県ボウリング連盟
15	島根県自転車競技連盟	37	島根県ゴルフ協会
16	島根県ソフトテニス連盟	38	島根県トライアスロン協会
17	(一社) 島根県卓球協会	39	島根県スキー連盟
18	島根県軟式野球連盟	40	島根県スケート連盟
19	島根県相撲連盟	41	島根県アイスホッケー連盟
20	島根県馬術連盟	42	島根県高等学校体育連盟陸上競技専門部
21	島根県フェンシング協会	43	島根県高等学校体育連盟バレーボール専門部
22	島根県柔道連盟	44	重点校指定を受けた高等学校

別表第3 (第2条関係)

	和 3 (補助対象経費						
	事業名	謝金	旅費 (※ 1)	F	常 目 費 一 消 耗 品 費	役務費(※2)	使用料及び賃借料	補助金額 (1 競技団体あたり)
1	競技力向上推進体制支援事業	•	•				•	
2	ジュニアアスリート強化事業	•	•	•		•	•	
3	高校生重点校アスリート 支援事業	•	•	•		•	•	
4	国体選手強化事業	•	•	•		•	•	
5	国体入賞競技拡充事業	•	•	•		•	•	本部長が必要と認める額
6	ふるさと選手支援事業		•					
7	アドバイザーコーチ招請事業	•	•			•	•	
8	世界を目指すアスリート 支援事業	•	•	•		•	•	
9	練習付帯経費支援事業				•			

(※1) 旅費:交通費及び宿泊費

(※2) 役務費:通信運搬費及び保険料